

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年7月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、以下の事務を行う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という。)からの資格の取得、喪失、氏名変更、住所変更等に関する届出の受理 ②被保険者記録の訂正に関する届出の受理 ③付加保険料に関する申出の受理 ④基礎年金番号通知書の再交付申請の受理 ⑤被保険者からの国民年金保険料免除、納付猶予、学生納付特例に関する申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑥法定免除に関する届出の受理 ⑦老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金等の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査 ⑧受理した届出等の日本年金機構への報告
③システムの名称	国民年金システム、総合宛名システム、連携基盤システム(庁内連携システム)、社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第24条の2 ・国民年金法、国民年金法施行令、国民年金法施行規則
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <div style="float: right; margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 ぐらし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1239 FAX番号: 048-829-1938

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	佐藤 真奈子	大久保 亨	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑦老齢年金、障害年金、遺族年金・・・	⑦老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金・・・	事後	誤字・脱字による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金医療課長 大久保 亨	年金医療課長	事後	様式変更による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年度当初の再確認の日付のため、重要な変更には該当しない。
平成30年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年度当初の再確認の日付のため、重要な変更には該当しない。
平成31年2月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局 福祉部 年金医療課 住所: 〒330-0063 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号	さいたま市保健福祉局 福祉部 年金医療課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号048-829-1239	事後	誤字・脱字による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成31年2月1日	IVリスク対策			事後	様式変更による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑧受理した届出等を日本年金機構へ報告する	⑧受理した届出等の日本年金機構への報告	事後	全項目評価書公表に伴う文言修正による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務 番号法別表第1の31項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第24条の2 ・国民年金法、国民年金法施行令、国民年金法施行規則	事後	全項目評価書公表に伴う文言修正による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	さいたま市保健福祉局 福祉部 年金医療課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号048-829-1239	さいたま市 保健福祉局 福祉部 年金医療課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1239 FAX番号: 048-829-1947	事後	全項目評価書公表に伴う文言修正による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日 時点	事後	全項目評価書公表に伴う再確認による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	全項目評価書公表に伴う再確認による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月11日	II しいき値判断項目 3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和1年10月11日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和1年10月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	2) 十分である		事後	全項目評価書公表に伴う文言修正による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年10月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	2) 十分である		事後	全項目評価書公表に伴う文言修正による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和2年5月29日	II しいき値判断項目 3. 重大事故	1) 発生あり	2) 発生なし	事後	評価実施機関における重大事故発生から1年経過したことに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更に伴う修正
令和4年6月17日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	④国民年金手帳の再交付申請の受理	④基礎年金番号通知書の再交付申請の受理	事後	制度改正に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。
令和4年6月17日	I 関連情報、1. I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	ねんきんネット	削除	事後	運用廃止に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。
令和4年6月17日	Ⅳリスク対策、8. 監査	[]外部監査	[O]外部監査	事後	令和3年度に国民年金に関する事務において外部監査を実施したことに伴う修正
令和5年7月27日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、①部署	さいたま市 保健福祉局 福祉部 年金医療課	さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年7月27日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職名	年金医療課長	国保年金課長	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年7月27日	I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ、連絡先	さいたま市 保健福祉局 福祉部 年金医療課 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号：048-829-1239 FAX番号：048-829-1947	さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号：048-829-1239 FAX番号：048-829-1938	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない。